### 公益社団法人 静岡県栄養士会 福祉事業部 運営規程

(総則)

第1条 本事業部運営規程は、定款細則第16条第3項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 本事業部は、公益社団法人静岡県栄養士会(以下「県栄養士会」という。)福祉事業部という。

(目的)

第3条 本事業部は、福祉行政・福祉施設において栄養指導(管理)に携わる管理栄養士・栄養士としての専門性を確立し、もって県民の健康維持増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本事業部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1) 第3条に定める職域分野における管理栄養士・栄養士の専門性に関する事業
  - (2) 第3条に定める職域分野における管理栄養士・栄養士の資質向上に関する事業
  - (3) その他本事業部の目的を達成するために必要な事業

(役員)

- 第5条 本事業部の円滑な運営を図るため、次の役員を置く。
  - (1) 福祉事業部長 1名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 運営委員 若干名
- 2 福祉事業部長は、本会職域理事のうちから選出する。
- 3 幹事は、本会理事がこれに当たる。
- 4 運営委員は、東部・中部・西部の地区ごとに本事業部会員の中から選出し、福祉事業部長の推薦により県栄養士会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第6条 福祉事業部長は、本事業部を代表し会務を統括する。
- 2 幹事は、福祉事業部長を補佐し、福祉事業部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 運営委員は、福祉事業部長、幹事を補佐し会務を執行する。

(任期)

- 第7条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任を妨げない。

(会議)

- 第8条 会議は、運営委員会とし、次の事項を協議する。
  - (1) 理事会で議決した事項
  - (2) 理事会で検討すべき事項
- (3) その他、理事会で決議を要さない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第9条 運営委員会は、福祉事業部長が必要と認めたとき随時開催する。

# (会議の議長)

第10条 会議の議長は、福祉事業部長がこれに当たる。

### (会議の決議)

第11条 運営委員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (経費の支弁)

第12条 本事業部の経費は、県栄養士会事業費の活動費とその他の収入をもって支弁する。

### (規程の変更)

第13条 この規程の内容に変更があった場合は、遅滞なく会長へ提出し、理事会の承認を得なければならない。

# 附則

1 本事業部運営規程は、平成25年10月27日から施行する。